

8月1日から 被保険者証が新しくなります

現在お持ちの被保険者証および限度額適用認定証・標準負担額減額認定証の有効期限は7月31日(日)です。

8月1日から使用できる新しい被保険者証は、7月末までに郵送します。ただし、限度額適用認定証・標準負担額減額認定証については、改めて交付申請をしてください。

<8月1日からの被保険者証>
一般用(朱色) 退職者用(紺色)



新しい被保険者証が届きましたら、古い被保険者証は市民課(市役所1階)、すこやか、または各公民館へお返しください。

学生などで住民票が勝山市にない方で、被保険者証が必要な方は、7月22日(金)までに市民課へ「遠隔地被保険者証」の交付手続きをしてください。

申請に必要なもの▶在学証明書・入所証明書
【卒業されている方へ】

届け出がない場合、卒業まで遡り国保の資格を喪失し、かかった医療費を返還していただくことがあります。国民健康保険税も課税されたままですので、ご注意ください。

他の健康保険との重複加入にご注意!

短い期間の就職等でも、保険料が重複してかかってしまう場合があります。他の健康保険に加入した場合は、市民課まで必ず届け出をしてください。

市民課(市役所1階) ☎88-8102

年金受給者の住所変更届 および死亡届の省略について

国民年金法施行規則等の一部を改正する省令が公布され、日本年金機構において、直接、住民基本台帳ネットワークから住所変更情報などが取得できるようになりました。

そのため、7月1日から「住所変更届」・「死亡届」の提出は、原則不要となりました。

ただし、介護施設等の入所などのために、現在の住所(日本年金機構からの通知等の宛て先住所)と住民票の住所が異なる方は、今後住所の変更があった場合、年金事務所へ「住所変更届」を提出してください。

※住居がアパート等になる方も「住所変更届」を提出してください(日本年金機構ではアパート名・部屋番号等を把握することができないため)

※共済年金受給の方は、いずれも届け出が必要
です

<注意事項>

◆氏名が変更となった場合、年金の振り込みができなくなることがありますので、必ず「氏名変更届」を提出してください。

◆亡くなられた方の未支給年金の申請は、これまでどおり必要となります。

市民課(市役所1階) ☎88-8102
福井年金事務所 ☎0776-23-4518

後期高齢者医療制度のお知らせ

8月1日から

新しい被保険者証で受診を!

現在お持ちの被保険者証および限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限は、7月31日(日)です。

新しい被保険者証や認定証は、7月中旬に福井県後期高齢者医療広域連合から郵送されますので、8月1日(月)からお使いください。

なお、被保険者証には新たに臓器提供意思表示欄が設けられました。提供の意思がある方は、署名などをお願いします。

※新しい被保険者証の負担割合は、前年の所得で判定しており、現在の負担割合と異なる場合があります

限度額適用・標準負担額減額認定証

被保険者が市・県民税の非課税世帯である場合、入院時の食事代などの自己負担が減額されるための認定証。ただし、一度申請して認定を受ける必要があります。

保険料率は 昨年度と変更なし

平成23年度の保険料率・軽減措置は、昨年度と変わりません。ご自分の保険料額については、7月中旬に郵送します「保険料額決定通知書」をご覧ください。

※今年75歳になる方には、誕生月の2か月後に郵送します

保険料の支払い方法は 選択できます

保険料の支払い方法は、原則、年金からのお支払い(天引き)です。しかし、ご希望の方は口座振替による支払い方法に変更することができま

- ① 口座振替への変更手続き
- ② 金融機関で口座振替の手続きをする
- ③ 市民課で年金天引き中止の手続きをする
- ④ 持参する物▶被保険者証、振替口座の通帳、通帳の届け印

- ⑤ 注意事項
- ・これまでの納付状況等から、口座振替への変更が認められない場合があります。
- ・口座振替への変更は、手続きして約3か月後からです。
- ・上記①が済んでも②がまだの場合、年金天引きが優先されます。
- ・口座振替の場合、社会保険料控除は、口座名義人に適用されます。これにより、世帯全体の所得税や住民税が変更となる場合があります。
- ⑥ 市民課(市役所1階) ☎88-8102

[表]

後期高齢者医療被保険者証	
被保険者番号	11111111
氏名	広城 太郎
一部負担金割合	1割
交付年月日	平成23年 8月 1日
有効期限	平成24年 7月31日

後期高齢者医療被保険者証	
被保険者番号	11111111
住所	福井市西園4丁目202番1
氏名	広城 太郎
一部負担金の割合	1割
生年月日	昭和7年 7月 7日
資格取得年月日	平成20年 4月 1日
発給期日	平成23年 8月 1日
交付年月日	平成23年 8月 1日
交付者番号	3191181210119
保険者名	福井県後期高齢者医療広域連合

福井社会保険病院の公的存続が決定! ~病院長が市長へ報告~



市長にお礼を述べる河北院長(右)

全国の社会保険病院を公的病院として存続させるための法案が成立したことを受けて、6月21日に河北公孝病院長が市役所を訪れ、山岸市長に市が行ってきた支援に対するお礼を述べました。

勝山市は、これまでに市民1万5,822人の署名を国に提出するなどの支援活動を行ってきました。

河北病院長コメント

「今国会で社会保険病院グループが存続することになりました。市長様をはじめ、地域の皆さまに深く感謝するとともに、今後も地域医療を守っていくという責任を果たしていくことを誓います。」